

○秦野市地下水保全条例
(平成12年3月24日条例第9号)
改正平成25年12月18日条例第24号平成31年3月25日条例第7号

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
 - 第2章 汚染の防止(第7条―第21条)
 - 第3章 汚染の調査及び浄化(第22条―第36条)
 - 第4章 水量の保全(第37条―第50条)
 - 第5章 地下水の涵(かん)養(第51条―第57条)
 - 第6章 基金(第58条―第63条)
 - 第7章 秦野市地下水保全審議会(第64条・第65条)
 - 第8章 雑則(第66条―第72条)
 - 第9章 公表及び罰則(第73条―第78条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、秦野市民憲章(昭和44年秦野市告示第49号)において「きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。」と定めた理念に基づき、及び地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水を涵養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。

[秦野市民憲章]

(平31条例7・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 地質 土地を構成している土壌、地層及びこれらの間隙に存する地下水、気体等の総体をいう。
- (2) 対象物質 人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。
- (3) 使用事業場 対象物質を使用して物の製造(対象物質の製造を含む。以下同じ。)、加工、洗浄、試験、検査その他これらに類する行為(以下「物の製造等」という。)を行う工場又は事業場(以下「工場等」という。)をいう。
- (4) 過去使用事業場 対象物質を使用して物の製造等を行っていた工場等をいう。
- (5) 地下水盆 秦野盆地の地下にある水を貯める地質上の構造域をいう。
- (6) 地下水 水の循環系において、市域の地表面下にある水(温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉を除く。)をいう。
- (7) 井戸 地下水を利用する目的で設置する構造物をいう。
- (8) 地下水涵養域 地下水盆に雨水等を浸透する区域として規則で定める区域をいう。
- (9) 地下水人工涵養 地下水を人工的に増やす事業として規則で定めるものをいう。

(平31条例7・一部改正)

(市の責務)

第3条 本市は、地下水の水質及び水量の保全(以下「地下水の保全」という。)に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、本市が実施する地下水の保全に関する施策に協力する責務を有するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。

(地下水採取者の責務)

第5条 井戸により地下水を採取している者は、自ら利用する地下水に恩恵を受けているとの認識に立ち、本市が実施する地下水の水質の保全及び地下水の涵養に協力する責務を有するものとする。

(平31条例7・一部改正)

(市民の責務)

第6条 市民(本市の区域に土地を所有する者を含む。)は、本市が実施する地下水の保全に関する施策に協力する責務を有するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。

(平25条例24・一部改正)

第2章 汚染の防止

(使用事業場の設置届出)

第7条 使用事業場を設置しようとする者は、使用事業場ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 使用事業場の名称及び所在地
- (3) 使用事業場の業種、主要な生産品等の事業の概要
- (4) 使用事業場の敷地内における建物等の配置及び構造
- (5) 対象物質の種類
- (6) 対象物質の使用、保管及び処分の方法
- (7) 対象物質による地質の汚染の防止方法
- (8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(新たな対象物質に係る現況の届出)

第8条 一つの物質が新たに対象物質となったときは、現にその物質を使用して物の製造等を行う工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、その物質が対象物質となった日から1か月以内に、使用事業場ごとに、前条各号に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、その届出に係る事項のうち、市長が届出を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(新たな対象物質に係る過去使用の届出)

第9条 一つの物質が新たに対象物質となったときは、その物質を使用して物の製造等を行っていた工場等を設置している者又は設置していた者は、その物質が対象物質となった日から1か月以内に、過去使用事業場ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、その届出に係る事項のうち、市長が届出を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 過去使用事業場の名称及び所在地
- (3) 過去使用事業場の業種、主要な生産品等の事業の概要
- (4) 過去使用事業場の敷地内における建物等の配置及び構造
- (5) 対象物質の種類
- (6) 対象物質の使用、保管及び処分の方法

(使用事業場の変更届出)

第10条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

[第7条] [第8条] [第7条第1号] [第3号]

2 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

[第7条] [第8条] [第7条第4号] [第8号]

(対象物質の使用制限)

第11条 第7条又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出をした日から1か月を経過した後でなければ、その届出に係る対象物質を使用してはならない。

[第7条]

2 市長は、第7条又は前条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

[第7条]

(地下浸透の防止)

第12条 使用事業場を設置している者は、対象物質を含む液体(対象物質の原液を含む。)が地下に浸透することによる地質の汚染を防止するため、規則で定めるところにより対象物質を適正に管理しなければならない。

2 使用事業場を設置している者は、対象物質が大気へ揮散した後、地下に浸透することによる地質の汚染を防止するため、規則で定めるところにより対象物質の大気への揮散を抑制するよう努めなければならない。

(使用事業場の計画変更命令等)

第13条 市長は、第7条又は第10条第2項の規定による届出があった場合において、前条第1項の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があった日から1か月以内に限り、その届出に係る第7条第4号から第8号までに規定する事項の計画の変更を命じることができる。

[第7条] [第10条第2項] [第7条第4号] [第8号]

2 市長は、第7条又は第10条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画の内容が前条第2項の規定による大気への揮散を抑制するための適切な処置をとっていないと認めるときは、その届出をした者

に対し、その届出に係る計画の内容の変更を勧告することができる。

[第7条] [第10条第2項]

(使用事業場の改善命令等)

第14条 市長は、使用事業場を設置している者が第12条第1項の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、第7条第4号から第8号までに規定する事項の内容の改善を命じ、又は対象物質の使用の一時停止を命じることができる。

[第12条第1項] [第7条第4号] [第8号]

2 市長は、使用事業場を設置している者が第12条第2項の規定による大気への揮散を抑制するための適切な処置をとっていないと認めるときは、その者に対し、必要な処置をとることを勧告することができる。

[第12条第2項]

(命令の事前手続)

第15条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による命令をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

[第13条第1項] [第64条]

(平25条例24・一部改正)

(物質収支の報告)

第16条 使用事業場を設置している者は、毎年度(4月から翌年の3月まで)の対象物質の搬入量及び搬出量に関する物質収支をその年度の終了後2か月以内に規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(対象物質の使用量の削減等)

第17条 使用事業場を設置している者は、対象物質の使用量の削減、他物質への転換、施設の改善等に努めなければならない。

(従業者の教育)

第18条 使用事業場を設置している者は、その従業者に対し、対象物質に関する知識、取扱方法等についての教育を実施し、対象物質の適正管理に努めなければならない。

(対象物質の使用廃止届出)

第19条 第7条、第8条又は第10条第2項の規定による届出をした者は、使用事業場において、その届出に係る対象物質の全てを使用しなくなったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

[第7条] [第8条] [第10条第2項]

(平31条例7・一部改正)

(使用事業場に関する地位の承継)

第20条 使用事業場を設置している者から使用事業場を譲り受け(相続し、又は合併したときを含む。)、又は借り受けた者は、その者に係るこの条例に規定する使用事業場に関する地位を承継する。

(事故時の処置)

第21条 工場等を設置している者は、その工場等において施設等の破損その他の事故に伴い、対象物質により地質を汚染し、又は汚染するおそれが生じたときは、地質の汚染の拡大を防止し、又は汚染をさせないための必要な処置を直ちにとるとともに、速やかにその事故の状況及び行なった処置の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、工場等を設置している者が前項の必要な処置を行わず、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な処置をとることを命じることができる。

第3章 汚染の調査及び浄化

(汚染状態の基礎的な調査)

第22条 市長は、対象物質により地質が汚染されているおそれがある土地について、対象物質による地質の汚染状態の概況を把握する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。ただし、市長以外の者が基礎調査を行うことを妨げない。

(汚染状態の詳細な調査)

第23条 次に掲げる者(以下「関係事業者」という。)は、第28条第1項に規定する浄化目標を超える汚染があると市長が認める土地(以下「汚染地」という。)について、対象物質による地質の汚染状態の詳細な調査(以下「詳細調査」という。)を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条の規定による

神奈川県知事からの指示を受けた者(その指示の原因が、第2条第2号に規定する対象物質と同一の場合に限る。以下「措置実施者」という。)があるときは、措置実施者が詳細調査を行わなければならない。

[第28条第1項]

- (1) 汚染地に使用事業場を設置している者
- (2) 汚染地に過去使用事業場を設置している者又は設置していた者
- (3) 対象物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、汚染地の地質の汚染を引き起こした者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、汚染地の地質の汚染に関係したと市長が認める者

2 市長は、基礎調査の結果等に基づいて、前項本文の規定により詳細調査を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

[第15条] [第13条第1項]

(平25条例24・一部改正)

(連帯して行う詳細調査)

第24条 前条第2項の規定による指定を受けた者が2名以上あるときは、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。

(平25条例24・一部改正)

(詳細調査の計画の承認)

第25条 第23条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内(措置実施者は、規則で定める日まで)に、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

[第23条第2項]

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより詳細調査の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(平25条例24・平31条例7・一部改正)

(詳細調査の監督等)

第26条 市長は、詳細調査を行う汚染地に立ち入って、詳細調査を監督することができる。

2 市長は、必要と認めるときは、詳細調査の計画の内容を変更して調査させることができる。

(詳細調査の結果報告)

第27条 関係事業者又は措置実施者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(平25条例24・一部改正)

(汚染を浄化する事業)

第28条 関係事業者は、汚染地内の対象物質による地質の汚染を浄化する事業(以下「浄化事業」という。)を規則で定める浄化目標に適合するように行わなければならない。ただし、措置実施者があるときは、措置実施者が浄化事業を行わなければならない。

2 市長は、詳細調査の結果等に基づいて、前項本文の規定により浄化事業を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

[第15条] [第13条第1項]

(平25条例24・一部改正)

(連帯して行う浄化事業)

第29条 前条第2項の規定による指定を受けた者が2名以上あるときは、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。

(平25条例24・一部改正)

(浄化事業の計画の承認)

第30条 第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内(措置実施者は、規則で定める日まで)に、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

[第28条第2項]

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則

で定めるところにより浄化事業の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(平25条例24・平31条例7・一部改正)

(浄化事業の監督等)

第31条 市長は、浄化事業を行う汚染地に立ち入って、浄化事業を監督することができる。

2 市長は、必要と認めるときは、浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業を行わせることができる。

(浄化事業の経過報告)

第32条 関係事業者又は措置実施者は、浄化事業が3か月を超えるときは、3か月に1回以上その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(平25条例24・一部改正)

(浄化事業の終了)

第33条 関係事業者又は措置実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(平25条例24・平31条例7・一部改正)

(詳細調査及び浄化事業の実施命令)

第34条 市長は、関係事業者又は措置実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、相当の期限を定めて、その詳細調査又は浄化事業を行うことを命じることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

[第15条] [第13条第1項]

(平25条例24・一部改正)

(市長が行う詳細調査及び浄化事業)

第35条 市長は、第23条第2項又は第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行うことができる。

[第23条第2項] [第28条第2項]

(1) 汚染地の地質を汚染した者が不明のとき。

(2) 関係事業者の所在が不明のとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行った場合において、第23条第2項又は第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者が前項各号に該当しなくなったときは、その者に対し、その詳細調査又は浄化事業に要した経費を請求することができる。

[第23条第2項] [第28条第2項]

3 市長は、第1項の規定により自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行おうとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(平25条例24・一部改正)

(所有者等の協力)

第36条 汚染地を所有し、又は占有する者は、関係事業者、措置実施者又は市長が行う詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。

(平25条例24・一部改正)

第4章 水量の保全

(地下水盆の保全)

第37条 市長は、市民共有の財産である地下水盆の保全に努めるものとする。

(地下水位の監視)

第38条 市長は、地下水の水収支を把握するため、定期的に地下水位の監視を行うものとする。

(井戸設置の禁止)

第39条 土地を所有し、又は占有する者は、その土地に井戸を設置することができない。ただし、規則で定める理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の許可をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴く

ものとする。

3 市長は、第1項ただし書の許可をしようとするときは、この条例の目的を実現するために必要と認める条件を付することができる。

(平25条例24・一部改正)

(井戸設置の届出)

第40条 前条第1項ただし書の許可を受けて井戸を設置しようとする者は、井戸ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 地下水の使用目的
- (4) 井戸及び揚水設備の構造
- (5) 揚水機の定格
- (6) 1日当たりの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数
- (7) 井戸の設置年月日

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(平31条例7・一部改正)

(井戸設置の許可の取消し等)

第41条 市長は、井戸設置の許可を受けた者(以下「井戸設置者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、井戸設置の許可を受けたとき。
- (2) 井戸設置の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までにその井戸の設置に着手しないとき。
- (3) 井戸設置の許可に付した条件を実施しないとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、その許可取消しに係る井戸について、地下水の保全に関して必要があると認めるときは、その許可の取消しを受けた者に対し、井戸の撤去その他必要な処置をとるように命じることができる。

(井戸撤去等の命令)

第42条 市長は、井戸設置の許可を受けずに井戸を設置した者に対し、その設置の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、井戸の撤去その他必要な処置をとるように命じることができる。

(井戸の構造等の変更届出)

第43条 井戸設置者は、第40条第1項第1号に規定する事項に変更があったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

[第40条第1項第1号]

2 井戸設置者は、第40条第1項第2号から第6号までのいずれかに規定する事項を変更しようとするときは、変更の1か月前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

[第40条第1項第2号] [第6号]

(揚水量等の計画変更命令等)

第44条 市長は、前条第2項の規定による届出があった場合において、地下水の水質又は水量に影響があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があった日から1か月以内に限り、第40条第1項第2号から第6号までに規定する事項の計画の変更を命じることができる。

[第40条第1項第2号] [第6号]

(井戸廃止の届出)

第45条 第40条又は第43条の規定による届出をした者は、井戸の使用を廃止し、又は井戸を撤去したときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

[第40条] [第43条]

(井戸に関する地位の承継)

第46条 井戸設置者から井戸の存する土地を譲り受け(相続し、又は合併したときを含む。)、又は借り受けた者は、その者に係るこの条例に規定する井戸に関する地位を承継する。

(地下水の利用制限)

第47条 市長は、地下水への著しい影響又は地盤沈下が生じるおそれがあると認めるときは、井戸設置者に対し、地下水の取水を禁止し、若しくは一時中断し、又は取水量の減量を命じることができる。

(地下水の循環利用)

第48条 井戸設置者は、技術的に可能な範囲で地下水の循環利用を行い、節水に努めなければならない。

(工事による地下水への影響に対する処置)

第49条 建築物の建築その他の工事を行おうとする者(以下「工事施行者」という。)は、その工事により地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ必要な処置をとるものとする。

(地下水への影響に対する処置命令)

第50条 市長は、工事により地下水の水質又は水量に影響を与えたと認めるときは、その工事施行者に対し、速やかに必要な処置をとることを命じることができる。

(平31条例7・一部改正)

第5章 地下水の涵養

(地下水人工涵養の実施)

第51条 市長は、地下水の保全に関する施策に基づき、地下水人工涵養を行うものとする。

(平31条例7・一部改正)

(水源林の保全)

第52条 市長は、雨水の保水力及び地下水益への地下水涵養機能が高い森林を水源林とし、保全に努めるものとする。

(平31条例7・一部改正)

(休耕田等の活用)

第53条 市長は、農業用水等を利用した地下水人工涵養を行うため、地下水涵養域にある休耕田等の調査を行うことができる。

2 市長は、休耕田等の所有者に対し、前項の地下水人工涵養を行うための協力を求めることができる。

(平31条例7・一部改正)

(水辺の整備)

第54条 市長は、地下水涵養域にある水辺の整備に当たっては、雨水の保水及び涵養に配慮するものとする。

2 市長は、地下水湧出域にある水辺の整備を行い、名水「秦野盆地湧水群」の保全に努めるものとする。

(平31条例7・一部改正)

(緑地の管理)

第55条 工場等を設置している者は、敷地内の緑地の管理に当たっては、雨水の保水力を高める樹種の選定等に配慮するものとする。

(自噴井所有者の協力)

第56条 自噴井の存する土地の所有者は、市長が行う地下水人工涵養に協力するものとする。

(平31条例7・一部改正)

(建物設置者の協力)

第57条 市長は、地下水涵養の建物の設置者に対し、地下水人工涵養のため、雨水浸透施設の設置について協力を求めることができる。

(平31条例7・一部改正)

第6章 基金

(基金の設置)

第58条 地下水の水質を保全する事業その他必要な事業を行うため、秦野市地下水汚染対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第59条 毎年度基金として積み立てる現金の額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の本市の一般会計予算(以下「予算」という。)に計上した額とする。

(1) 本市の資金

(2) 基金の趣旨に沿う寄付金

(3) 基金の運用から生じる収益金

(管理)

第60条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第61条 基金の運用から生じる収益金は、予算に計上して基金の目的を達成するための必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第62条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第63条 市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

第7章 秦野市地下水保全審議会

(平25条例24・全部改正)

(秦野市地下水保全審議会の設置)

第64条 市長の附属機関として、秦野市地下水保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、地下水の保全その他関連する事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

3 審議会は、15名以内の委員により組織する。

4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平25条例24・一部改正)

(秘密の保持)

第65条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第8章 雑則

(化学物質の自主管理)

第66条 工場等を設置している者のうち、地質を汚染するおそれがある物質として規則で定めるもの(以下「自主管理物質」という。)を使用して物の製造等を行っている者は、規則で定めるところにより自主管理物質の使用、保管、処分等に関する事項を記録しておかななければならない。

(平31条例7・一部改正)

(立入調査等)

第67条 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、使用事業場を設置している者及び関係事業者(以下「使用事業者等」という。)の土地に立ち入って地質の汚染状態若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は使用事業者等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、井戸設置者の土地に立ち入って井戸の構造若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は井戸設置者に対し、報告を求めることができる。

3 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、使用事業者等以外の者の土地に立ち入って地質の汚染状態若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は、その者に対し、報告を求めることができる。

4 使用事業者等及び井戸設置者並びに使用事業者等以外の者は、市長が前3項の規定による調査又は報告を求めたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(技術的助言等)

第68条 市長は、使用事業者等に対し、汚染防止対策、詳細調査又は浄化事業に関する技術的な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(協力金)

第69条 市長は、地下水の水質を保全する事業その他必要な事業に要する経費の一部に充てるため、事業者に対し、協力金の納入を求めることができる。

(井戸の適正管理)

第70条 井戸設置者は、定期的に水質検査を行う等井戸を適正に管理しなければならない。

(飲用指導等)

第71条 市長は、市民に対し、井戸水を飲用にするときの指導を行うほか、対象物質により汚染された地下水を飲用したことによる健康への影響を調査するための健康診査を計画的に行うものとする。

2 市長から要請を受けた市民は、市長が行う健康診査を受診するように努めなければならない。

(委任)

第72条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第9章 公表及び罰則

(公表)

第73条 市長は、地質を汚染した者、正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わない者その他この条例の規定について悪質な違反者があるときは、その内容を本市の広報紙等により公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

[第15条] [第13条第1項]

(平25条例24・一部改正)

(罰則)

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項、第14条第1項又は第44条の規定による命令に違反した者

[第13条第1項] [第14条第1項] [第44条]

(2) 第39条第1項の規定に違反して井戸の設置を行った者

[第39条第1項]

第75条 第21条第2項、第41条第2項、第42条、第47条又は第50条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

[第21条第2項] [第41条第2項] [第42条] [第47条] [第50条]

第76条 第7条、第10条第2項、第40条第1項又は第43条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

[第7条] [第10条第2項] [第40条第1項] [第43条第2項]

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

[第8条]

(2) 第11条第1項の規定に違反して対象物質を使用した者

[第11条第1項]

(3) 第67条第1項又は第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

[第67条第1項] [第2項]

(両罰規定)

第78条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第74条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第74条から前条までに規定する罰金刑を科する。

[第74条] [第74条]

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の廃止)

2 秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例(平成5年秦野市条例第17号)は、廃止する。

(秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行日前に前項の規定による廃止前の秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行日前に廃止前の条例の規定により設置された秦野市地下水汚染対策基金に属する現金又は有価証券は、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

(秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行日前に秦野市環境基本条例附則第3項の規定による廃止前の秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号。以下「廃止前の環境保全条例」という。)の規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為とみなす。

(井戸設置の許可に係る経過措置)

6 この条例の施行日前において現に井戸を設置し、又は井戸を設置する工事に着手した者については、第39条の規定は適用しない。

7 この条例の施行日前において現に井戸を設置し、又は井戸を設置する工事に着手した者は、施行日に第39条ただし書の市長による井戸設置の許可を受けたものとみなす。

8 この条例の施行の際、現に井戸を設置している者で、廃止前の環境保全条例第37条第1項の規定による届出をしていないものは、この条例の施行日から3か月以内に、井戸ごとに、第40条第1項各号に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

9 前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項に規定する罰金刑を科する。

附則(平成25年12月18日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市地下水汚染対策審議会の委員に係るみなし規定)

2 この条例の施行の日前において秦野市地下水汚染対策審議会の委員の職にある者については、この条例による改正後の秦野市地下水保全条例の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第23号及び別表第1中「秦野市地下水汚染対策審議会」を「秦野市地下水保全審議会」に改める。

附則(平成31年3月25日条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。